

令和7年度 国民健康保険税の計算方法

年間保険税額 令和7年4月 ～令和8年3月	=	医療保険分 加入者全ての方が対象	+	後期高齢者 支援金分 加入者全ての方が対象	+	介護納付金分 加入者で40歳～64歳 の方（介護保険の第2号 被保険者）が対象
-----------------------------	---	---------------------	---	-----------------------------	---	--

●医療保険分：国保に加入している全ての方が対象 賦課限度額：66万円

所得割	=	$\left(\text{国保加入者の令和6年中の所得額} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{array} \right) \times 7.17\%$	①
均等割	=	$\left(\text{国保加入者1人あたりにかかる額} \right) : 29,600\text{円}$	②
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : \begin{array}{l} 19,900\text{円} \\ \text{(特定世帯は、9,950円)} \\ \text{(特定継続世帯は、14,920円)} \end{array}$	③

●後期高齢者支援金分：国保に加入している全ての方が対象 賦課限度額：26万円

所得割	=	$\left(\text{国保加入者の令和6年中の所得額} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{array} \right) \times 2.76\%$	④
均等割	=	$\left(\text{国保加入者1人あたりにかかる額} \right) : 11,500\text{円}$	⑤
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : \begin{array}{l} 7,700\text{円} \\ \text{(特定世帯は、3,850円)} \\ \text{(特定継続世帯は、5,770円)} \end{array}$	⑥

●介護納付金分：国保に加入している40～64歳の方が対象 賦課限度額：17万円

所得割	=	$\left(\text{第2号被保険者の令和6年中の所得額} - \begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ \text{[最高]430,000円} \end{array} \right) \times 2.23\%$	⑦
均等割	=	$\left(\text{第2号被保険者1人あたりにかかる額} \right) : 12,200\text{円}$	⑧
平等割	=	$\left(\text{1世帯あたりにかかる額} \right) : 6,300\text{円}$	⑨

●年間保険税額

40歳～64歳の方がいない世帯	①～⑥の合計額（医療分＋後期分）
40歳～64歳の方がいる世帯	①～⑨の合計額（医療分＋後期分＋介護分）

■所得割の計算対象となる主な所得

- ・事業所得(営業、農業等)、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、短期譲渡所得(総合課税)、雑所得(公的年金等)
- ・長期譲渡所得(総合課税)と一時所得の2分の1の金額
- ・山林所得、退職所得(年金形式で受け取る場合：雑所得)
- ・分離課税の上場株式等にかかる配当所得、分離課税の株式等と先物取引にかかる譲渡所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得(特別控除後)

■所得割の計算に用いる基礎控除額

- ・前年中の所得額に応じて下記のとおりとなります。
 - 2,400万円以下の場合：43万円
 - 2,400万円を超え2,450万円以下の場合：29万円
 - 2,450万円を超え2,500万円以下の場合：15万円
 - 2,500万円を超える場合：0円

■株式の譲渡所得と配当所得の取り扱い

- ・源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等や住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得等は、原則、確定申告が不要とされています（申告不要制度）。当該所得について確定申告をしない場合は、国民健康保険税の所得割額を算定する総所得金額等に計上されません。しかし、損益通算や繰越控除等を適用させるために確定申告をした場合は、国民健康保険税の所得割額を算定する総所得金額等に計上されますので、ご注意ください。

◆軽減判定 【判定対象となる方（国保加入者や擬主等）が**未申告**の場合は軽減されません。】

軽減対象になる世帯（医療分・支援分・介護分ともに均等割額と平等割額が軽減になります。）

7割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{100,000円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯
5割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{305,000円×被保険者数（旧国保被保険者含む） ＋100,000円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯
2割軽減	軽減基準所得が430,000円＋{560,000円×被保険者数（旧国保被保険者含む） ＋100,000円×（給与所得者等の数－1）}以下の世帯

※軽減基準所得は、基本前年の所得となりますが、1月1日に65歳以上で年金所得がある場合、公的年金所得から15万円を控除した後の所得で軽減判定します。（公的年金所得が15万円に満たない場合は、その全額を差し引きます。）また、譲渡所得の特別控除の特例を受けている場合は控除前の金額を使用します。青色事業専従者給与及び事業専従者控除がある場合は、必要経費として控除せずに計算します。また、専従者給与は軽減基準所得には含みません。雑損失の繰越控除については、軽減基準所得においてのみ適用します。

※国保に加入していない世帯主（擬主）や旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度へ移行した方）の所得も軽減判定の際は対象となります。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者及び一定の公的年金等の支給を受ける者をいいます。一定の給与所得者とは、給与収入が55万円を超える方、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の方は公的年金等の収入が60万円を超える方65歳以上の方は125万円を超える方をいいます。

◆特定世帯・特定継続世帯に対する軽減

これまで国民健康保険であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯に国民健康保険の加入者が1人だけとなった世帯（**特定世帯**）の医療分と後期分の平等割額を5年間2分の1軽減します。また、特定世帯の期間が5年を経過した世帯（**特定継続世帯**）は、その後3年間医療分と後期分の平等割額を4分の1軽減します。

※世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。

◆未就学児のいる世帯に対する軽減

全世帯の未就学児を対象に、未就学児にかかる均等割額を2分の1軽減します。低所得世帯の軽減（7割・5割・2割軽減）に該当する場合は、軽減適用後の均等割額をさらに2分の1軽減します。

計算例①

世帯主(52歳): 営業所得 4,000,000円 妻(46歳): 給与所得 1,320,000円 子(10歳): 所得なし	軽減基準所得 5,320,000円
--	----------------------

◆軽減判定 ※軽減非該当

7割軽減	430,000円 + {100,000円 × (1人 - 1)} = 430,000円以下
5割軽減	430,000円 + {305,000円 × 3人 + 100,000円 × (1人 - 1)} = 1,345,000円以下
2割軽減	430,000円 + {560,000円 × 3人 + 100,000円 × (1人 - 1)} = 2,110,000円以下

●医療保険分

所得割	世帯主 4,000,000円 - 430,000円 = 3,570,000円 妻 1,320,000円 - 430,000円 = 890,000円 3,570,000円 + 890,000円 = 4,460,000円、4,460,000円 × 7.17% = 319,782円	319,782円 ※小数点以下切捨て	①
均等割	世帯主 29,600円 + 妻 29,600円 + 子 29,600円 = 88,800円	88,800円	②
平等割	1世帯 19,900円	19,900円	③
合計		428,400円 ※100円未満切捨て	A

●後期高齢者支援金分

所得割	世帯主 4,000,000円 - 430,000円 = 3,570,000円 妻 1,320,000円 - 430,000円 = 890,000円 3,570,000円 + 890,000円 = 4,460,000円、4,460,000円 × 2.76% = 123,096円	123,096円 ※小数点以下切捨て	④
均等割	世帯主 11,500円 + 妻 11,500円 + 子 11,500円 = 34,500円	34,500円	⑤
平等割	1世帯 7,700円	7,700円	⑥
合計		165,200円 ※100円未満切捨て	B

●介護納付金分

所得割	世帯主 4,000,000円 - 430,000円 = 3,570,000円 妻 1,320,000円 - 430,000円 = 890,000円 3,570,000円 + 890,000円 = 4,460,000円、4,460,000円 × 2.23% = 99,458円	99,458円 ※小数点以下切捨て	⑦
均等割	世帯主 12,200円 + 妻 12,200円 = 24,400円	24,400円	⑧
平等割	1世帯 6,300円	6,300円	⑨
合計		130,100円 ※100円未満切捨て	C

年間保険税額	A (①~③) + B (④~⑥) + C (⑦~⑨) =	723,700円
--------	-------------------------------	----------

計算例②

世帯主(71歳) : 年金所得500,000円 妻(67歳) : 年金所得100,000円	軽減基準所得 350,000円
--	--------------------

◆軽減判定

7割軽減	$430,000円 + \{100,000円 \times (1人 - 1)\} = 430,000円以下$  7割軽減に該当
5割軽減	$430,000円 + \{305,000円 \times 2人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,040,000円以下$
2割軽減	$430,000円 + \{560,000円 \times 2人 + 100,000円 \times (1人 - 1)\} = 1,550,000円以下$

●医療保険分

所得割	世帯主500,000円-430,000円=70,000円、妻100,000円-430,000円=0円 70,000円+0円=70,000円、70,000円×7.17%=5,019円	5,019円 ※小数点以下切捨て	①
均等割	世帯主29,600円+妻29,600円=59,200円 59,200円-(59,200円×70%)=17,760円	17,760円	②
平等割	1世帯19,900円、19,900円-(19,900円×70%)=5,970円	5,970円	③
合計		28,700円 ※100円未満切捨て	A

●後期高齢者支援金分

所得割	世帯主500,000円-430,000円=70,000円、妻100,000円-430,000円=0円 70,000円+0円=70,000円、70,000円×2.76%=1,932円	1,932円 ※小数点以下切捨て	④
均等割	世帯主11,500円+妻11,500円=23,000円 23,000円-(23,000円×70%)=6,900円	6,900円	⑤
平等割	1世帯7,700円、7,700円-(7,700円×70%)=2,310円	2,310円	⑥
合計		11,100円 ※100円未満切捨て	B

●介護納付金分

所得割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円 ※小数点以下切捨て	⑦
均等割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円	⑧
平等割	国保加入者に40歳～64歳(介護保険の第2号被保険者)がいないため対象外	0円	⑨
合計		0円 ※100円未満切捨て	C

年間保険税額	A (①～③) + B (④～⑥) + C (⑦～⑨) =	39,800円
--------	-------------------------------	---------